

地域枠制度に係る対応について

1 経緯

令和2年8月31日の「医療従事者の需給に関する検討会」において、国から都道府県に対して、地域枠（本県でいう地域特別枠）の離脱要件を定め、地域枠志願者への提示を求められた。

本県では令和3年度「第1回地域医療支援センター運営会議」及び「第1回地域医療総合対策協議会」での了承を得て、令和4年度入学者以降、志願者からキャリア形成プログラムの適用及び離脱要件に同意する旨の誓約書を徴収している。

※ 卒前支援プランの適用については令和5年度入学者以降

2 離脱要件の改正（案）

現在提示している離脱要件を、次のとおり改正したい。

<改正案の概要>

○ これまで県が離脱に同意する事由の例として定めていた、以下4項目を削除

- ・ 入学者の結婚による配偶者の居住地（県外）の移動
- ・ （キャリア形成上の理由等による）入学者の他の都道府県での就労希望
- ・ 入学者の退学
- ・ 入学者が国家試験不合格後、医師になることを諦めるとき

○ 新たに「その他、特別な事情があると認められる場合」を追加（別紙参照）

<改正後の要件>

- ① 入学者が死亡した場合
- ② 以下の i ～ iii の事由で、離脱の回避が困難であることが認められた場合
 - i 入学者の家族の介護
 - ii 入学者の心身の故障
 - iii その他、特別な事情があると認められる場合

※ 改正後の要件は、令和8年度入学者以降の適用とする。

3 スケジュール（予定）

- ・ 8/22（金） 地域医療支援センター運営会議で承認
- ・ 9/2（火） 地域医療総合対策協議会で協議
- ・ 9月中旬 「徳島県地域枠推薦学生」募集要項交付
 - 志願者から誓約書を徴収

別紙

「徳島県医師修学資金貸与制度のしおり」 8 ページ新旧対照表

新	旧
(3) 「地域特別枠」(キャリア形成プログラム)からの離脱 「地域特別枠」の入学者は、将来、徳島県内の公的医療機関等で貸与期間の2分の3に相当する期間、医師の業務等に従事することを誓約し入学していることから、卒業後は、前述のとおり、県内において医師の業務に従事いただく必要があります。 よって、原則として、「地域特別枠」(キャリア形成プログラム)からの離脱は認められませんが、修学資金貸与者が入学後の事由により、やむを得ず離脱をする際には、県及び徳島県地域医療支援センターが、<u>離脱を希望する事由や離脱を回避するための努力(中断制度を可能な限り活用する等)を考慮し、真にやむを得ないと判断する場合のみ、県は離脱に同意することとなります。</u> 県が離脱に同意する事由の例は、以下の通りです。 ① 入学者が死亡した場合 ② 以下の i ~ <u>iii</u> の事由で、<u>離脱の回避が困難であること</u>が認められた場合 i 入学者の家族の介護 ii 入学者の心身の故障 <u>iii その他、特別な事情があると認められる場合</u> <u>iv (削除)</u> <u>v (削除)</u> <u>vi (削除)</u>	(3) 「地域特別枠」(キャリア形成プログラム)からの離脱 「地域特別枠」の入学者は、将来、徳島県内の公的医療機関等で貸与期間の2分の3に相当する期間、医師の業務等に従事することを誓約し入学していることから、卒業後は、前述のとおり、県内において医師の業務に従事いただく必要があります。 よって、原則として、「地域特別枠」(キャリア形成プログラム)からの離脱は認められませんが、修学資金貸与者が入学後の事由により、<u>県内において医師の業務に従事することが困難なため、</u>やむを得ず離脱をする際には、県及び徳島県地域医療支援センターが、真にやむを得ないと判断する場合のみ、県は離脱に同意することとなります。 県が離脱に同意する事由の例は、以下の通りです。 ① 入学者が死亡した場合 ② <u>入学者が中断制度の活用など離脱を回避するための努力を行ったうえで、県及び徳島県地域医療支援センターが協議し、以下の i ~ vi の事由で、「県内において医師の業務に従事することが困難である」という事情が認められた場合</u> i 入学者の家族の介護 ii 入学者の心身の故障 <u>iii 入学者の結婚による配偶者の居住地(県外)の移動</u> <u>iv (キャリア形成上の理由等による)入学者の他の都道府県での就労希望</u> <u>v 入学者の退学</u> <u>vi 入学者が国家試験不合格後、医師になることを諦めるとき</u>